

伊賀市 国民健康保険

私たち地域に住む人たちがお金（保険税）を出し合い、これに国の補助金などを加えて、病気やけがをしたときお互いに助け合おうという目的から生まれたのが、国民健康保険の制度です。
8月は保険税の本算定の月です。納期内完納にご協力ください。

国民健康保険は、市民の皆さんの健康で明るい暮らしを守るための重要な事業です。

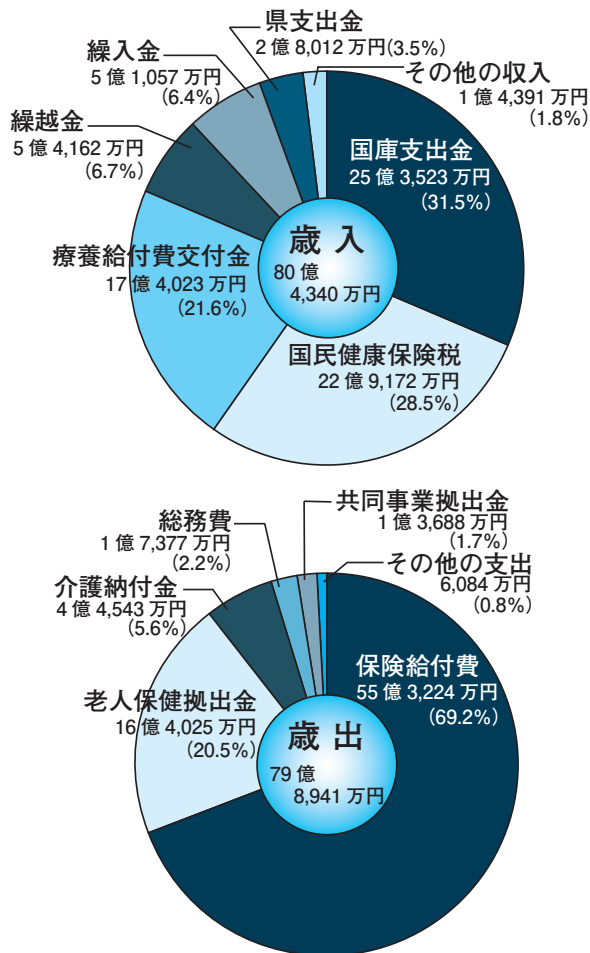
しかし、急速な高齢化や生活習慣病の増加、また高度医療技術の進歩により、医療費は年々増加傾向にある上、年金生活者など負担能力の低い被保険者の増加で、国民健康保険の運営は、大変厳しい状況になっています。

一人ひとりが次のようなことを心がけ、医療費を有効に使うよう、ご協力をお願いします。

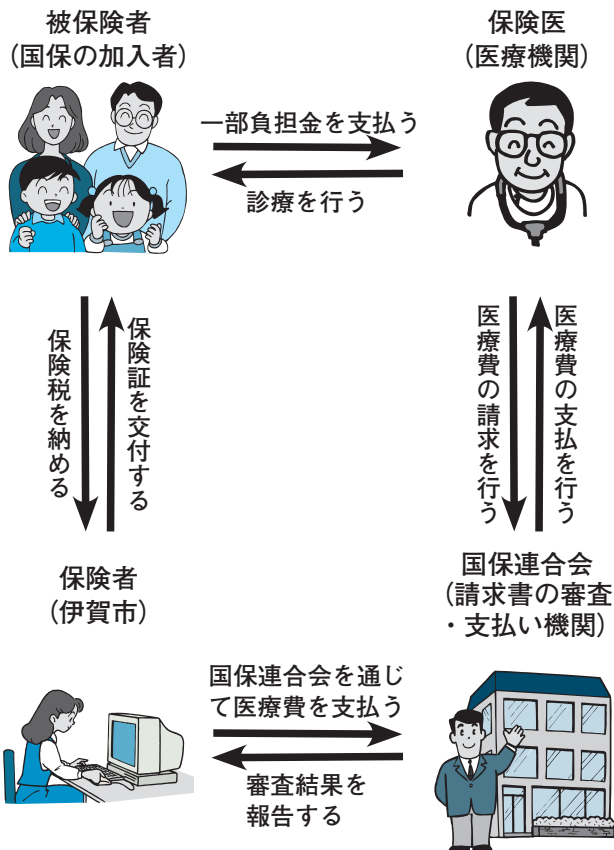
- ・何でも話せるかかりつけ医をもちましよう。
- ・年に一度は健康診断を受け病気の早期発見・早期治療に心がけましよう。
- ・急病などのときを除き、時間内に受診しましよう。
- ・重複受診はやめましよう。
- ・健康な生活を送るために、バランスの良い食生活を心がけ、生活習慣病を予防しましよう。
- ・運動の習慣を身につけて、続けるよう心がけましよう。
- ・十分な睡眠と休養をとらましよう。

みんなはひとりのために

平成17年度伊賀市 国保会計の決算見込み



国保のしくみ



本算定の納税通知書をお届けします

今回お届けする納税通知書の税額は、下記の税率によって計算した本算定年税額から1期(4月)・2期(5月)の仮算定税額を差し引いた額を、

- 3期(8月)
 - 4期(9月)
 - 5期(10月)
 - 6期(11月)
 - 7期(12月)
 - 8期(19年1月)
 - 9期(19年2月)
 - 10期(19年3月)
- の8期に割った額です。この年税額の具体的な計算例は、下記のとおりです。

保険税の納付は 便利な口座振替で

日ごろ忙しい人や、ついすっかり保険税を納め忘れがちな人のために、簡単で便利な口座振替をおすすめします。一度手続きをすれば毎年継続され、手間がかからず便利です。

①伊賀市の口座振替取扱金融機関でお願いします。

②通帳・通帳の届印・保険税の納付書が必要です。

③金融機関にある口座振替依頼書、または納付書に添付してある口座振替依頼書に必要事項を記入し、金融機関窓口申し込んでください。

保険税は被保険者になった月から

保険税は、被保険者になった月から納めなければなりません。被保険者になった月とは、市で届出をしたときではなく、他市町村から転入してきた日、あるいは職場の健康保険を脱退した日など、加入の資格が発生したときを指します。届出が遅れると、さかのぼって保険税を納めなければなりません。

国民健康保険の届出は必ず14日以内に。



ひとりはおみんなのために

国民健康保険税の医療保険分と介護保険分の計算例

世帯主 (42歳)
営業所得 300万円 固定資産税 6万円

父 (70歳) 年金所得 80万円
※特別控除 13万円 (19年度は7万円)
公的年金などの控除の見直しや老年者控除廃止の影響を受ける昭和15年1月1日以前に生まれた方

妻 (38歳)
専従者給与所得 45万円

子 (16歳)
学生

■医療保険分の算定方法 (限度額53万円)

区分	課税方法	税率
所得割	前年中の総所得金額から基礎控除額(33万円)を差し引いた額に対して	5.3/100
資産割	その年の固定資産税額のうち土地家屋にかかる部分に対して	24.5/100
均等割	国保に加入している方1人について	21,000円
平等割	1世帯について	18,000円

■介護保険分の算定方法 (限度額8万円)

区分	課税方法	税率
所得割	前年中の総所得金額から基礎控除額(33万円)を差し引いた額に対して	1.0/100
資産割	その年の固定資産税額のうち土地家屋にかかる部分に対して	6.0/100
均等割	国保に加入している方1人について	6,500円
平等割	1世帯について	4,000円

■医療保険分の税額の計算例

◎4人が国民健康保険に加入

所得割	特別控除額	基礎控除額	
3,000,000円	- 330,000円	=	2,670,000円
450,000円	- 330,000円	=	120,000円
800,000円	- 130,000円 - 330,000円	=	340,000円
		計	3,130,000円
所得割額	3,130,000円 × 5.3/100	=	165,890円
資産割額	60,000円 × 24.5/100	=	14,700円
均等割額	21,000円 × 4人	=	84,000円
平等割額	18,000円 × 1世帯	=	18,000円
医療保険分年税額 (100円未満は切り捨て)			282,500円

■介護保険分の税額の計算例

◎1人が介護保険に加入 (40歳以上65歳未満)

所得割	基礎控除額		
3,000,000円 - 330,000円	=	2,670,000円	
○父は70歳なので介護保険料は年金からの天引きとなります。			
所得割額	2,670,000円 × 1.0/100	=	26,700円
資産割額	60,000円 × 6.0/100	=	3,600円
均等割額	6,500円 × 1人	=	6,500円
平等割額	4,000円 × 1世帯	=	4,000円
介護保険分年税額 (100円未満は切り捨て)			40,800円

※上記の加入世帯の国民健康保険税は、医療保険分と介護保険分の合計額 323,300円 (282,500円 + 40,800円) となります。

【問い合わせ】本庁健康保険課 ☎ 22-9659